

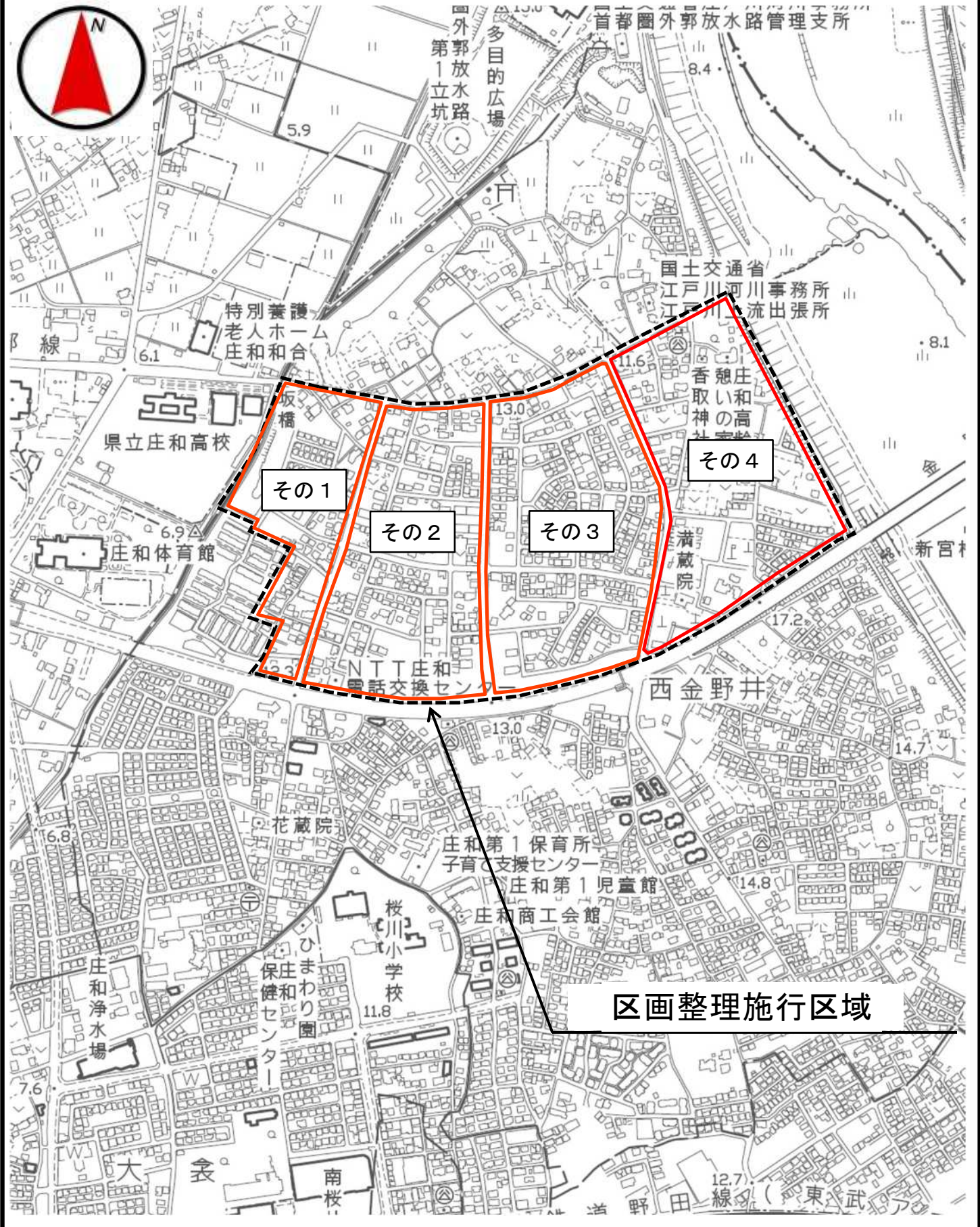
令和7年度 委託仕様書

委託名	西金野井第二土地区画整理事業地内測量業務委託 その3（単価契約）
委託場所	春日部市西金野井第二土地区画整理事業地内
路河川名称	
事業名	春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業
業務大要	

単価契約による画地復元測量

変 更 理 由					
備 考					
地 区	(0001) 県南	労務費補正	1. 00	機械経費(賃料) 補正	1. 00
単 価 適 用 年 月	(R0704) 令和07年04月				
工 期	当 初	自		至	令和 8年 3月 31日
		日 数			
	変 更			至	
経 費 適 用 年 月	令和07年04月				
設 計	当 初 金 額		変 更 金 額		
	工事価格				
	消費税相当額				
	合計				
請 負	工事価格				
	消費税相当額				
	合計				
	請負増減額				
週休2日区分	採用しない				

案 内 図



区画整理施行区域

委 託 費 内 訳 書								
工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量・用地測量					式			
				1				
└ 測量業務					式			
				1				
└ └ 直接測量費(積分)					式			
				1				
└ └ └ 応用測量					式			
				1				
└ └ └ └ 用地測量					式			第1号一位代価表
				1				
業務価格(測量・用地測量)					式			
				1				
業務価格計					式			
				1				
└ 消費税相当額					式			
				1				
業務委託費					式			
				1				

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
準備工		業務			
	1				
現地踏査・住民への案内		業務			
	1				
画地点間距離確認・資料作成		m2			
	1				
画地面積確認・資料作成		m2			
	1				
建物現況図作成		棟			
	1				
画地点再現測量		点			
	1				
画地境界標埋設		点			
	1				
基準点確認測量		点			
	1				
画地点設置状況台帳作成		業務			
	1				
雑工		回			
	1				

合計					

単 価 一 覧 表						
	名称/規格	数 量	単 位	設計単価	構成比	摘要
1	準備工	1	業務		0.0948237	
2	現地踏査・住民への案内	1	業務		0.1513622	
3	画地点間距離確認・資料作成	1	m2		0.0002051	
4	画地面積確認・資料作成	1	m2		0.0001923	
5	建物現況図作成	1	棟		0.0093718	
6	画地点再現測量	1	点		0.0809103	
7	画地境界標埋設	1	点		0.1072276	
8	基準点確認測量	1	点		0.1605449	
9	画地点設置状況台帳作成	1	業務		0.2859391	
10	雑工	1	回		0.109423	
	合計				1.0000000	
	消費税相当額					
	総合計					

西金野井第二土地区画整理事業地内測量業務委託 その3（単価契約）

特記仕様書

（目的）

第1条 この特記仕様書は、春日部市（以下「発注者」という。）が発注する「西金野井第二土地区画整理事業地内測量業務委託 その3（単価契約）」について、遵守しなければならないその仕様を定めるものとする。

（履行場所）

第2条 本業務の履行場所は春日部市西金野井第二土地区画整理事業地内とし、別紙案内図の範囲を主とするが、発注者より指示があった場合、春日部市西金野井第二土地区画整理事業地内の別紙案内図の範囲外も履行場所とする。

（履行期間）

第3条 本業務の履行期間は契約締結の日から、令和8年3月31日までとする。

（法令等）

第4条 本業務の実施にあたっては、この仕様書に基づくほか、次に掲げる法令及び規則等を遵守して作業を行うものとする。

- (1) 区画整理法（昭和29年法律第119号）
- (2) 測量法（昭和24年 法律第188号）
- (3) 春日部市公共測量作業規程
- (4) 春日部市業務委託契約約款
- (5) その他関係法令・規則・通達等

（疑義）

第5条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者および受注者による協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。

（業務の趣旨）

第6条 本業務は、仮換地指定された土地に対し、発注者の管理する画地確定原子に基づき、街区点、画地点のそれぞれについて、区画整理地内の基準点から街区点および画地点を現地に復元し、杭やプレートの形状について、台帳を作成する。

（土地の立入り等）

第7条 受注者は本業務遂行のため、発注者以外の者が管理する土地または建物等へ立入り、もしくは立木、農作物、工作物等の伐採除去を行い、または土地および工作物を一時使用する場合は、それらを行うのに必要な手続きを行わなければならない。

- 2 本業務の作業従事者は、発注者が発行する身分証明書を常時携帯し、土地立入調査や測量における利害関係者等の了承を得て作業を行うものとする。
- 3 私有地に立ち入る際には特に言動に注意し、住民に不安、悪感情を与えないようにしなければならない。第三者との間に損害が生じた場合には、受注者の責任において解決するものとし速やかに発注者に報告すること。

(測量作業の実施)

第8条 本業務の受注者は業務発注書に基づき作業を速やかに行い、測量成果図および報告書等を納めるものとする。

境界標の埋設・設置については発注者から支給される材料を使用して行うこと。

(画地点設置状況台帳の作成)

第9条 本業務の受注者は業務発注書に基づき、測量もしくは確認した街区点及び画地点について以下の項目を記入した台帳を作成し、報告書として納めるものとする。

- (1) 仮換地指定における街区番号、画地番号
- (2) 画地確定原子及び面積計算書に示された街区点もしくは画地点番号
- (3) 埋設標種別（区画整理事務所指定の埋設標か否か、表示形式（＋・ㄥ・↑）、材質の別を示したもの）
- (4) 設置年月（新たに埋設した場合のみ）
- (5) 確認年月
- (6) 最終確認者

(資料の貸与)

第10条 本業務を遂行するにあたり、発注者の管理する資料を受注者に貸与する必要があるときは受注者に貸与する。なお、業務終了後または発注者から返却の指示があった場合には直ちに返却するものとする。

(業務項目の規模)

第11条 「画地点間距離確認・資料作成」および「画地面積確認・資料作成」における面積は、各画地の仮換地指定された面積とする。

(成果品の帰属)

第12条 本業務の成果品は全て発注者の所有とし、第三者に漏らしてはならない。

(成果品)

第13条 本業務の成果品として、次の図書を電子データとあわせて提出するものとする。

- (1) 基準点確認測量
 - 1) 基準点確認図（位置図）
 - 2) 写真（遠景、近景）

- (2) 画地点再現測量・画地境界標埋設
 - 1) 画地点位置図
 - 2) 写真（遠景、近景）
- (3) 画地点設置状況台帳
- (4) 電子データ
- (5) その他発注者が必要とするもの。

（電子納品）

第 1 4 条 本業務は業務成果を電子データで納品する「電子納品」の対象外とする。

（支払限度額）

第 1 5 条 本業務の支払限度額は 5, 5 0 0, 0 0 0 円 とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5 0 0, 0 0 0 円）

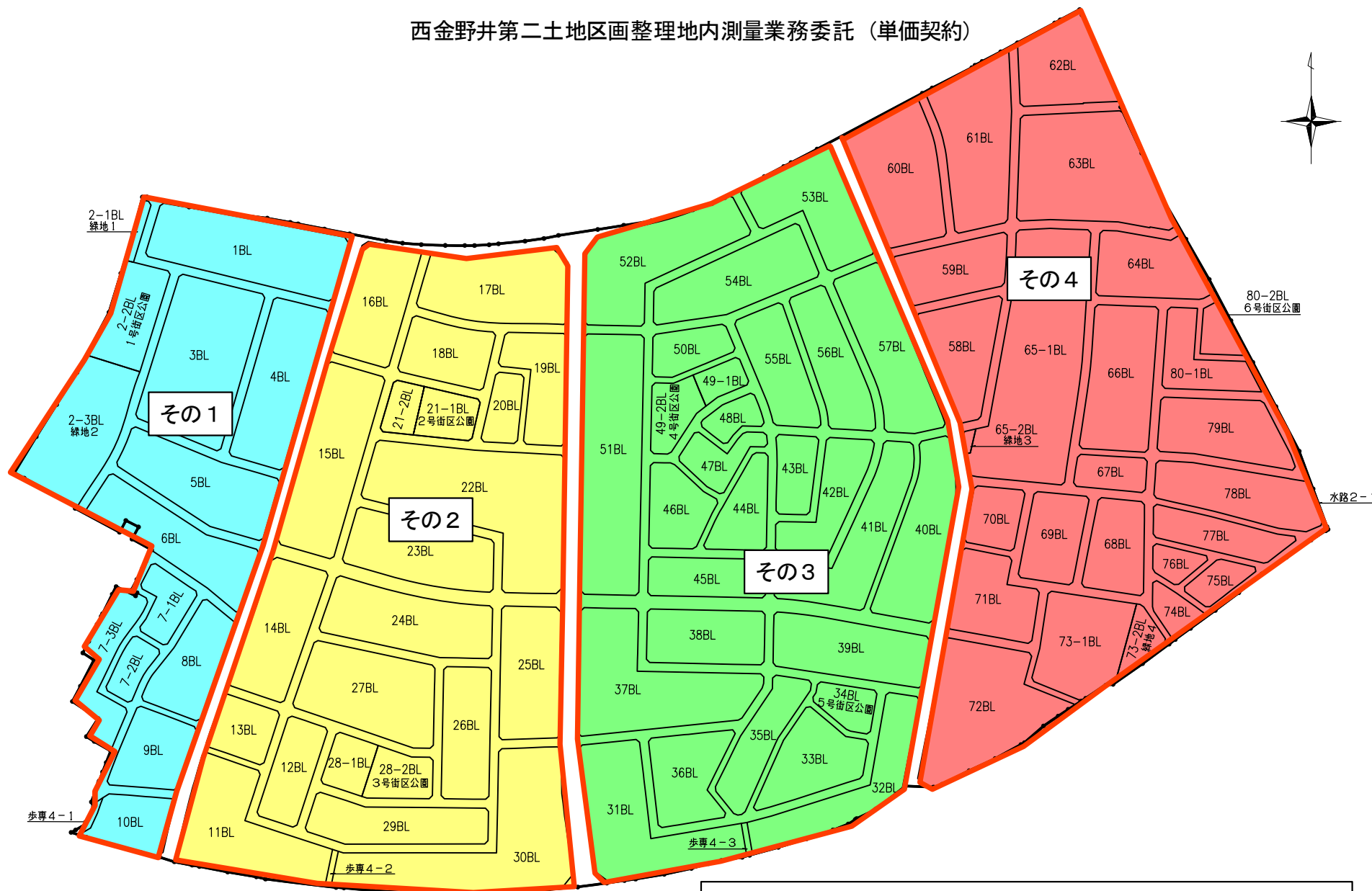
- 2 発注額が契約時に定めた支払限度額まで発注しなくとも、受注者は異議なく業務を履行しなければならない。

（支払条件等）

第 1 6 条 指示書毎の業務終了後、確認を受けた後請求書を提出し、支払う。

以上

西金野井第二土地区画整理地内測量業務委託（単価契約）



本図は西金野井第二土地区画整理事業地内測量業務委託における履行場所を示したものである。
履行箇所は全域とし、その1～その4の区画割については主な履行箇所を表す。